

# 初心者のための 「食の輸出」 取組ガイド

令和2年（2020年）3月31日発行

令和元年度「道産食品輸出企業海外進出促進事業」委託事業成果物



# 目次

本資料では、食品の輸出を検討中の事業者の皆様の”よくある質問”にお答えします。

**Q 1** 1.なぜ輸出に取り組むの？

**A 1** 国内市場は縮小傾向です。(P.3へ)

**Q 2** 2.輸出のメリットは？

**A 2** 売上増加以外にもメリットがあります。(P.4へ)

**Q 3** 3.国内取引との違いは？

**A 3** 3つのポイントを押さえてください。(P.5へ)

**Q 4** 4.海外企業との取引はリスクがないの？

**A 4** 間接取引でリスクヘッジできます。(P.6へ)

**Q 5** 5.海外に商談に行かないといけないの？

**A 5** 国内での商談会もあります。(P.7へ)

**Q 6** 6.商談会に出ても、なかなか輸出につながらないときは？

**A 6** 長期的な取組も必要です。(P.8へ)

**Q 7** 7.どこに相談したらいいの？

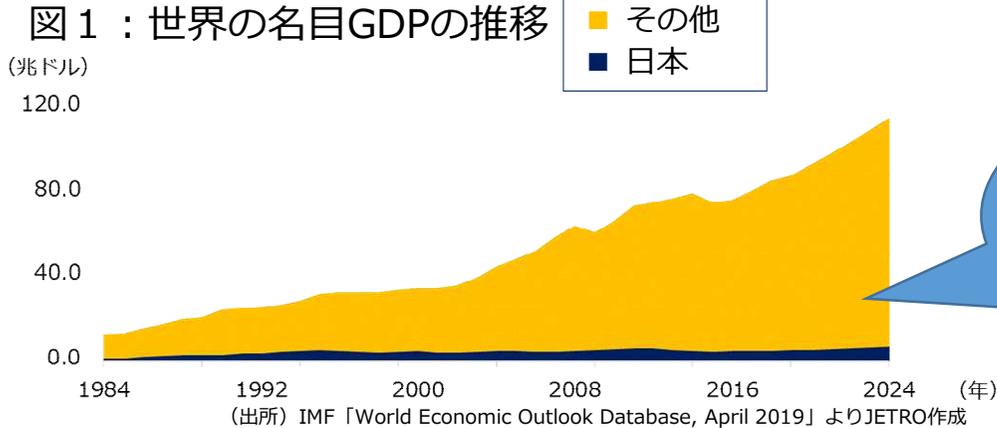
**A 7** 各支援機関の相談窓口があります。(P.9へ)

**Q 8** 8.北海道からの主な輸出品目、輸出先国は？  
香港・台湾の主な輸出に関する制度は？

**A 8** 参考資料 (P.10～13へ)

# 1.なぜ輸出に取り組むの？

日本国内市場は縮小傾向にあるため、海外市場を取り込む必要があります。  
またアジア圏では「北海道」の認知度が高いことから、道内企業に商機があります。



海外の市場は規模も大きく、拡大傾向にあります。

図2：世界の飲食料市場規模の将来の見通し（すう勢）



拡大傾向にある世界の飲食料市場の中でも、特にアジア圏は大きな拡大が期待できます。

## 2.輸出のメリットは？

輸出にはこんなメリットがあります。

- 新たな顧客獲得による売上の拡大。
- 新たな販路の開拓によるリスクの分散化
- 企業イメージ、ブランド価値向上につながる
- 新たな商品開発につながる
- 社員のモチベーション向上につながる
- 社内の人材育成につながる

等々

### 3.国内取引との違いは？

3つのポイントを、事前におさえておくことが重要です。

#### ① 相手国、商品ごとに輸入制度や規制がある

※輸出できない場合がある

- ・ 動植物検疫が必要となる場合がある（国ごとに検疫条件が異なる）。
- ・ 相手国の輸入許可や製造施設の認定登録が必要な場合がある。
- ・ 商品ラベル表示方法が異なる。
- ・ 使用できる食品添加物が異なる場合がある。 等

#### ② 相手国の食文化や消費者ニーズが異なる

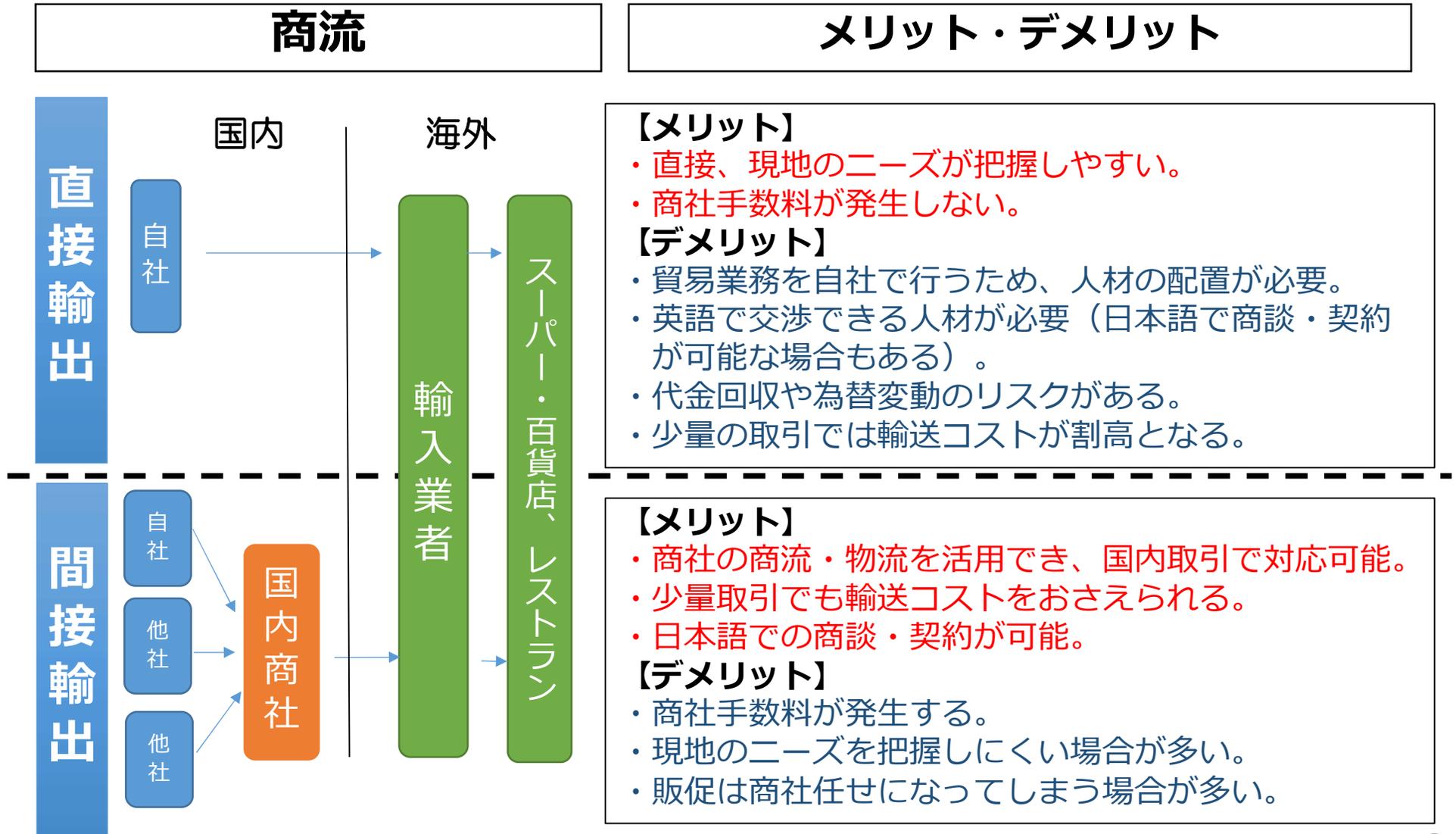
- ・ 食の好み異なる。
- ・ 食習慣（調理方法、外食中心）が異なる。
- ・ 求められるパッケージや容量などが異なる。
- ・ 現地競合品との価格差により、ターゲット層が変わる場合がある。

#### ③ 商流と物流の構築が必要

- ・ 輸出入手続きが必要となる。
- ・ 輸送に時間がかかる（長い賞味期限が求められる場合がある）。
- ・ 海外輸送コスト（輸入関税含む）が価格に反映される。
- ・ 品質管理（温度管理など）への対応が必要になる。

## 4. 海外企業との取引はリスクがないの？

- ・ 直接輸出／間接輸出それぞれにメリット、デメリットがあります。
- ・ 自社の体制、リスク分析など踏まえて、適切な輸出体制の選択が重要です。



## 5. 海外に商談に行かないといけないの？

国内でも商談できる機会があります。さまざまな機会を活用して、国内商社や海外バイヤー（現地輸入業者、小売店、外食業者）を見つけ、商談しましょう。

### 国内商談会・展示会

- 国内で海外バイヤー、国内商社等との商談が可能。
- 事前にマッチングが生まれ、効果的な商談ができる。

#### 【例】

- FOOD HOKKAIDO（札幌市で開催される海外バイヤーを招へいた商談会）
- ジェトロ商社マッチング（道内で開催される国内商社との商談会）
- “日本の食品”輸出EXPO、FOODEX JAPAN（国内で開催される食品展示会）

### 海外商談会

- 現地で輸入業者、小売店、外食業者との商談が可能。
- 事前にマッチングが生まれ、効果的な商談ができる。

#### 【例】

- ジェトロなど支援機関や自治体等が現地で開催する商談会

### 海外展示会

- 多くの海外バイヤーと商談可能（出展費用は発生）。

#### 【例】

- FOOD TAIPEI（台湾）
- HOFEX、FOOD EXPO（香港）

## 6.商談会に出てもなかなか取引につながらないときは？

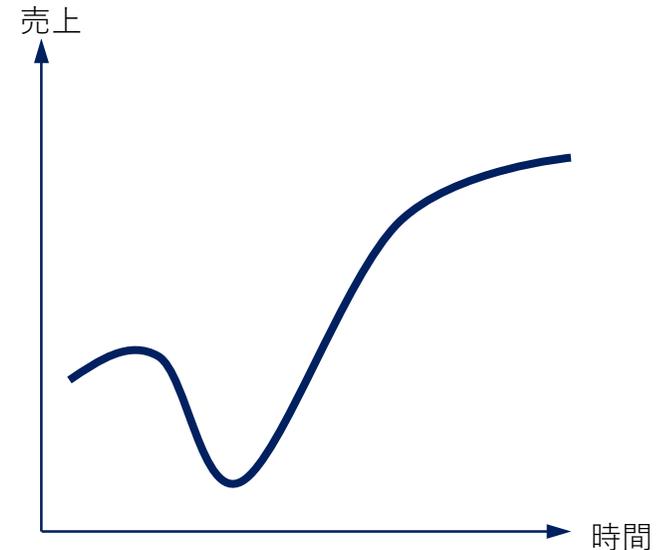
商談会に参加しても、すぐに輸出に結び付かないこともあります。  
輸出の目的を再確認し、現状分析を繰り返しながら、目的達成に向けた長期的な計画を立ててみることも重要です。

目的を再確認  
(ビジョン)

- 輸出ビジネスを通じて  
どんな姿を目指すのか？  
(定量・定性)

現状分析

- 自社の強み・弱みは？  
外部環境の機会・脅威は？



やるべきこと  
を検討する  
(3年計画)

- 目的達成のために何をやるべきか？
- 事業コンセプト、営業活動、  
リスク対策、販売計画、損益計画等

## 7.どこに相談したらいいの？

北海道庁や支援機関に相談窓口があります。  
お気軽にお問い合わせください。

### 北海道 経済部 食関連産業室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL：011-204-5312(直通) FAX：011-232-8860  
E-mail：shokusan@pref.hokkaido.lg.jp

### フード特区機構（北海道食産業総合振興機構）

〒060-0001 札幌市中央区北一条西3丁目3 札幌MNビル8階  
TEL：011-200-7000 FAX：011-200-7005  
Email：hanro1@h-food.or.jp

### ジェトロ北海道（日本貿易振興機構）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階  
TEL：011-261-7434 FAX：011-221-0973  
Email：SAP@jetro.go.jp

## 8.参考資料（北海道からの主な食品輸出品目）

北海道からの主な食品輸出品目（2019年）

【単位：億円】

順位	輸出品目	輸出額	前年比	主な輸出国・地域
1	ホタテ貝（冷凍）	255.5	▲32.8	中国、オランダ
2	なまこ（乾燥を除く）	85.4	▲0.3	香港、中国
3	ホタテ貝（生鮮・冷蔵）	37.8	▲18.1	中国、香港
4	なまこ（乾燥）	32.3	▲3.4	香港、中国
5	太平洋さけ（冷凍）	32.2	▲7.0	ベトナム、タイ
6	ベーカリー（その他）	24.2	▲3.3	中国、韓国
7	貝柱	14.1	5.8	香港、中国
8	その他貝類（調整・保存）	13.7	▲29.2	中国、タイ
9	ながいも	13.2	▲2.3	台湾、アメリカ
10	チョコレート調整食料品	11.1	▲2.0	中国、シンガポール
11	ミルク及びクリーム	9.3	0.7	香港、シンガポール
12	ばれいしょ（調整・保存）	7.6	0.7	中国、香港
13	ひらめ・かれい類（その他）	7.5	2.6	中国、ベトナム
14	いわし（冷凍）	7.4	▲2.0	ベトナム、中国
15	たら（冷凍）	6.9	▲1.8	中国、ベトナム
	合計	674.4	▲107.5	

## 8.参考資料（北海道からの主な食品輸出先国・地域）

北海道からの主な食品輸出先国・地域（2019年）

【単位：億円】

順位	輸出先国・地域	輸出額	前年比	主な輸出品目
1	中国	343.1	▲58.9	ホタテ貝、ベーカリー、その他貝類
2	香港	154.9	▲23.2	なまこ、ホタテ貝、ミルク及びクリーム
3	ベトナム	37.9	▲1.6	太平洋さけ、ぶり、いわし
4	台湾	36.8	▲1.4	ホタテ貝、ながいも、水産品の粉・ミール
5	アメリカ	23.6	▲7.3	ホタテ貝、ながいも、チョコレート調整食料品
6	タイ	18.5	0.0	太平洋さけ、ホタテ貝、いわし
7	オランダ	16.1	▲4.1	ホタテ貝、ながいも
8	韓国	11.2	▲3.7	ベーカリー、ホタテ貝、いわし
9	シンガポール	10.0	▲0.1	チョコレート調整食料品、ながいも、ミルク及びクリーム
10	ロシア	4.9	▲6.5	チョコレート調整食料品、すけそうだら
11	フィリピン	2.8	+0.3	いわし、ぶり、チョコレート調整食料品
12	マレーシア	2.7	▲0.5	いわし、チョコレート調製食料品
13	オーストラリア	2.5	+0.4	調整食料品その他、チョコレート調整食料品
14	インドネシア	1.4	▲1.7	太平洋さけ、チョコレート調整食料品
15	ベルギー	1.4	+0.1	調整食料品その他、ホタテ貝
合計		674.4	▲107.5	

## 8.参考資料（香港への輸出に関する主な制度等）

品目	主な制度等												
水産品	・ 特になし												
農産品	・ 多くの野菜、果物に関して日本の植物検疫所の植物検疫証明書なしで輸出可能												
畜産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛肉：厚生労働省が認定した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された食肉衛生証明書および輸出検疫証明書の取得が必要。</li> <li>・ 豚肉：同上</li> <li>・ 鶏肉：同上</li> </ul>												
乳製品	・ 日本の動物検疫所の輸出検疫証明書が必要な場合有り												
畜産加工品 加工食品 清涼飲料水 調味料 アルコール飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品添加物の規制 甘味料、着色料、保存料は、使用が認められるものが限定されており、日本で使用可能な甘草（カンゾウ）、紅花色素、紅麴色素等は使用が認められていない</li> </ul>												
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島第一原子力発電所事故関連（一部抜粋） <table border="1" data-bbox="507 916 1918 1185"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>品目</th> <th>規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島</td> <td>野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳</td> <td>輸入停止</td> </tr> <tr> <td>茨城、栃木、群馬、千葉</td> <td>野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳</td> <td>放射性物質検査証明 輸出事業者証明</td> </tr> <tr> <td>茨城、栃木、群馬、千葉</td> <td>水産物、食肉、家禽卵</td> <td>放射性物質検査証明</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ 栄養成分表示 熱量、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖</li> </ul>	地域	品目	規制内容	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止	茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	放射性物質検査証明 輸出事業者証明	茨城、栃木、群馬、千葉	水産物、食肉、家禽卵	放射性物質検査証明
地域	品目	規制内容											
福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止											
茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	放射性物質検査証明 輸出事業者証明											
茨城、栃木、群馬、千葉	水産物、食肉、家禽卵	放射性物質検査証明											

（出所）ジェトロ、農林水産省のホームページ等より作成

# 8.参考資料（台湾への輸出に関する主な制度等）

品目	主な制度等									
水産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし、ただし貝類は衛生証明書が必要</li> </ul>									
農産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精米、緑茶：日本の植物防疫所の物防疫証明書なしで輸出可能</li> <li>・りんご、なし、もも、すもも：日本の植物防疫所の登録生産園地での栽培、登録選果こん包施設での選果及びこん包及び植物防疫証明書が必要</li> <li>・トマト：輸出不可</li> <li>※上記以外の多くの果物、野菜は日本の植物防疫所の物防疫証明書があれば輸出可能</li> </ul>									
畜産品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛肉：厚生労働省が認定し、台湾政府当局が承認した施設でと畜・食肉処理を行うとともに、指定された食肉衛生証明書および輸出検疫証明書の取得が必要。</li> <li>・豚肉：輸出停止（日本での豚コレラ発生のため）</li> <li>・鶏肉：輸出不可</li> </ul>									
乳製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の保健所等の衛生証明書が必要、日本の動物検疫所の輸出検疫証明書な場合有り</li> </ul>									
畜産加工品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出不可（ハム、ソーセージなど）</li> </ul>									
加工食品 清涼飲料水 調味料 アルコール飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品添加物の規制 ポジティブリスト制度により使用可能な食品添加物が定められているため、それ以外の物は使用が認められていない。（輸入者等に確認が必要）</li> </ul>									
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原子力発電所事故関連（一部抜粋） <table border="1" data-bbox="501 1062 1873 1235"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>品目</th> <th>規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島、茨城、栃木、群馬、千葉</td> <td>全ての食品</td> <td>輸入停止</td> </tr> <tr> <td>上記5県以外</td> <td>全ての食品</td> <td>産地証明書（商工会議所等が発行）</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・栄養成分表示 熱量、たんぱく質、脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、炭水化物、ナトリウム、糖</li> <li>・人工的に作られるトランス脂肪酸の主原料である部分水素添加油脂の食品への使用禁止</li> </ul>	地域	品目	規制内容	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品	輸入停止	上記5県以外	全ての食品	産地証明書（商工会議所等が発行）
地域	品目	規制内容								
福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品	輸入停止								
上記5県以外	全ての食品	産地証明書（商工会議所等が発行）								

# 免責事項

- 輸出に関する主な規制は、2020年3月時点の情報を取りまとめたものです。  
輸出にあたっては、必ず最新の規制を輸入者や各支援機関に確認してください。